

改正労働者派遣法に基づくマージン率の公開

「改正労働者派遣法」の施行に伴い、マージン率等を公開することが義務付けられました。
(法第 23 条第 5 項)

2025 年 4 月から 2026 年 3 月末までの労働者派遣の実績およびマージン率等は下記のとおりです。

派遣労働者の数	21 名
派遣先の数	6 社
マージン率	38.07%
教育訓練に関する事項	個人情報保護教育 情報セキュリティ教育
派遣料金の 1 人あたり平均額	40,632 円 (1 日 8 時間あたり換算)
派遣社員の平均賃金	25,162 円 (1 日 8 時間あたり換算)

マージン率には下記事項が含まれます。

- 社会保険料、労働保険料の事業主負担分
- 派遣労働者が取得する有給休暇、慶弔等の特別休暇にかかる費用
- 資格取得支援および教育研修費用
- 営業、管理、採用等、会社運営経費
- 営業利益 等